

大阪市塾代助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾等の学校外教育サービスの利用にかかる経費の助成(以下「塾代助成」という。)を行う「大阪市塾代助成事業」を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とする。ただし、事業の運営の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 塾代助成カード 大阪市が発行し、この要綱で定める学校外教育サービスの提供を受けるに際して利用できる IC チップを搭載した電子式証票をいう。
- (2) 学校外教育サービス 小学校・中学校学習指導要領にある学校の教育活動以外の場において提供される学習指導や文化・スポーツ活動の指導等の教育サービスをいう。
- (3) 生徒 本市の区域内に居住し、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部に通学する者及びそれらに準じると市長が認める者をいう。ただし、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者及び母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童養護施設又は児童自立支援施設に入所する者を除く。
- (4) 利用生徒 第4条及び第5条で定める要件を満たす者のうち、第7条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者が利用する塾代助成カードにより、学校外教育サービスの提供を受ける生徒をいう。
- (5) 配偶者 申請者と婚姻の届出をしている者。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- (6) 参画事業者 学校外教育サービスを継続的に(ただし、大阪市及び各区と業務委託契約等において別に定められた期間がある場合はこれに準じる)提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第14条に定める要件を満たす者のうち、第16条第2項に規定する登録受理決定通知書を受けた民間事業者をいう。
- (7) 運営事業者 市長が本事業の円滑な運営にかかる事務の一部を委託された民間事業者をいう。

(助成の要件)

第4条 この要綱により塾代助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次条に定める所得要件に該当する者又は第6条に規定する申請書の提出を行った日時点における生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者とする。ただし、生活保護

法第 63 条の規定による費用返還、または生活保護法第 78 条の規定による費用徴収の対象となった者で、次条に定める所得要件を欠く者は、助成資格を喪失する者として取り扱うことができる。

- (1) 生徒を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母(当該生徒に係る個人の未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であって、日本国内に住所を有する者
- (2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している生徒と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該生徒と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該生徒を監護し、かつ、これと生計を同じくする者)のうち、当該生徒の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有する者(当該生徒の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)
- (3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有する者

(所得要件)

- 第 5 条 本事業の所得要件は、前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者並びにその配偶者(ただし、当該生徒を養育する者)の前年の所得(1 月から 9 月までの月分については、前々年の所得)の合計が、それらの者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の数に応じて定める額未満であることとする。
- 2 前項に規定する額は、同項に定める扶養親族等がないときは 322 万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等 1 人につき 38 万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 44 万円)を加算した額とする。
 - 3 第 1 項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 313 条第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第 28 条第 2 項の規定により計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第 2 号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第 1 項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所

得の金額から控除する金額を控除した金額)及び地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

4 前項に規定する市町村民税において、次の各号に係る者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円
- (4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円
- (5) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(交付申請)

第6条 塾代助成を希望する者は、「大阪市塾代助成カード交付申請書」(第1号様式)を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者のうち、生徒と異なる住居に居住している者「別居監護申立書」(第2号様式)
- (2) 第4条第1号に規定する未成年後見人「監護・生計維持申立書」(第3号様式)及び生徒の戸籍抄本
- (3) 第4条第2号に該当する者「大阪市塾代助成事業父母指定者指定届」(第5号様式)
- (4) 第4条第3号に該当する者「監護・生計維持申立書」(第3号様式)又は「塾代助成の受給資格に係る申立書(その他)」(第6号様式)
- (5) その年(1月から9月までの月分については、前年)の1月1日において本市に住所を有しなかった養育者並びにその配偶者 前年の所得(1月から9月までの月分については、前々年の所得)における第5条に規定する所得の額等を明らかにすることができる書類

(交付決定及び塾代助成カード交付)

第7条 市長は、前条に規定にする交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた者に対して「大阪市塾代助成カード交付決定通知書」(第7号様式)により決定通知を行うとともに、塾代助成カードを交付する。なお、提出された申請書に不備があった場合、市長は、申請書を提出した者にその旨を通知し、不備の補正を確認後、決定通知を行うこととする。

また、審査の結果不交付となる場合は、「大阪市塾代助成カード不交付決定通知書」(第8号様式)によりその旨を通知する。

2 塾代助成カードの紛失、盗難、き損等により再交付を申請する場合は、「大阪市塾代助成カード再交付申請書」(第9号様式)を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(認定の期間)

第8条 前条の規定により、本事業の対象者として認定する期間の始期は、認定を決定した日の属する月の翌月とし、遡っての適用は行わないこととする。

また、終期は認定を決定した日の属する月により以下の各号のとおりとする。

- (1) 1月及び2月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の3月31日
- (2) 3月から8月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の9月30日
- (3) 9月から12月に認定を決定した者 認定を決定した日の属する年の翌年の3月31日

(塾代助成カードの利用範囲)

第9条 塾代助成カードは、参画事業者の提供する学校外教育サービスを、第7条に規定する交付決定通知書に記載された利用生徒本人が受けた場合において、その対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

2 対象となる利用生徒ごとの1ヶ月あたりの塾代助成カードの利用上限額は1万円とする。ただし、7月と8月分は、有効期間を7月から8月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限、12月と1月分は、有効期間を12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とする。

3 前項ただし書については、認定期間の始期を8月とする者、1月とする者には適用しない。

(交付申請事項の変更)

第10条 塾代助成カードの交付を受けた者は、第6条で申請した事項に変更が生じた場合、又は第4条及び第5条に規定する要件に該当しなくなった場合は、速やかに「大阪市塾代助成カード交付申請内容異動届」(第10号様式)を運営事業者を通じて市長に提出するものとする。

(塾代助成カードの不正利用の禁止)

第11条 塾代助成カードの交付を受けた者は塾代助成カードを交換、譲渡、売買並びに、偽りその他不正な行為により利用してはならない。

(助成資格の喪失等)

第12条 塾代助成カードの交付を受けた者が、助成期間の全部または一部において次の各号のいずれかに該当する場合には、その間の助成資格を喪失するものとし、助成資格を喪失した日の翌月以降においては、助成を受けることができない。

- (1) 事実と異なる申請に基づいて交付を受けたとき。
- (2) 第4条及び第5条の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第11条の規定に反する利用があったとき。

2 市長は、前項に該当する者に対し、利用停止措置を講ずるとともに、「大阪市塾代助成カード交付決定取消通知書」(第11号様式)又は「大阪市塾代助成カード交付決定変更通知書」(第12号様式)により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、交付を受けた塾代助成カードを返還しなければならない。

(返還等)

- 第 13 条 塾代助成カードの交付を受けた者が、前条による助成を受けることができない期間において学校外教育サービスを利用し、本市が参画事業者既に第 23 条第 5 項によるその学校外教育サービスの支払いを行っていた場合、当該者はその支払額の全部又は一部を返還しなければならない。
- 2 塾代助成カードの交付を受けている者が、前項の規定による返還をしないとき、市長は利用停止措置を講ずることができるものとする。

(参画事業者の要件)

- 第 14 条 参画事業者は、本市及び別表に定める市町村区域内(以下「本市等の区域内」という。)で中学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者(法人、任意団体及び個人事業主)とする。ただし次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事業者とする。
- (1) 訪問によるサービス提供を行う事業者
- 本市等の区域内に事業所を有し、かつ、登録又は雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。
- (2) 通信教育によるサービス提供を行う事業者
- 日本国内に事業所を有し、かつ、法人の事業者とする。ただし、サービス提供に際して、インターネット接続を用い、かつ、利用生徒が所持する塾代助成カードの確認が行える事業者とする。
- 2 生徒、第 4 条各号に該当する者及びそれらに準ずると市長が認める者が、塾代助成カードの利用を希望する事業者の場合においては、前項中「本市及び別表に定める市町村区域内」とあるのは、「日本国内」と読み替えるものとする。

(学校外教育サービスの分野)

- 第 15 条 本事業の対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム。
- (2) 文化活動又はスポーツ活動の練習、稽古等の指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると市長が認めるもの。

(参画事業者の登録)

- 第 16 条 参画事業者として登録を受けようとする者は、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書」(第 13 号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は参画事業者として登録を受けようとする者から前項の申請があったときは、その内容を審査して受理又は不受理を決定し、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録(受理・不受理)決定通知書」(第 14 号様式)により通知するものとし、申請の受理を決定した者を塾代助成カードを利用できる参画事業者として登録するものとする。

(参画事業者の遵守事項)

- 第 17 条 参画事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用生徒の安全を確保すること。
- (2) 利用生徒及びその保護者の個人情報の保護について、万全を期すこと。
- (3) 出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (4) 偽りその他の行為によって不正に第 23 条の規定による請求を行わないこと。
- (5) 当該利用生徒以外の学校外教育サービスにかかる塾代助成カードの利用や、偽造された塾代助成カードを発見した場合は、速やかに大阪市若しくは運営事業者に通報すること。
- (6) 本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること。

(調査等)

第 18 条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該参画事業者の説明を求め、又は実態を調査することができる。

(参画事業者登録の取消し)

第 19 条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条第 2 項の参画事業者登録を取消することができる。

- (1) 第 14 条の規定による参画事業者の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 第 15 条の規定による学校外教育サービスが提供されていないことが確認されたとき。
 - (3) 第 17 条の規定による参画事業者の遵守事項に違反したとき。
 - (4) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (5) 不正の手段により第 16 条第 2 項の参画事業者登録を受けたことが明らかになったとき。
 - (6) 参画事業者として、この要綱に定める本市に提出すべき書類を提出しないとき。
 - (7) その他、参画事業者に公序良俗に反する行為があったとき。
- 2 参画事業者登録の取消しは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録取消通知書」(第 15 号様式)により行うものとする。

(参画事業者登録事項の変更の届出)

第 20 条 参画事業者は、第 16 条で申請した事項を変更するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届」(第 16 号様式)により、事前にその旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消の届出)

第 21 条 参画事業者は、参画事業者としての登録の抹消を希望するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録抹消届」(第 17 号様式)により、その旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条第 2 項の参画事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する抹消届の提出があったとき。
- (2) 第 19 条に規定する登録の取消しを行ったとき。
- (3) 本市との委託契約に基づく学校外教育サービスを提供する参画事業者であって、本市との委託契約の満了等に伴い事業を継続しないことが確認されたとき。

(塾代助成カード利用にかかる請求)

第 23 条 参画事業者は、提供する学校外教育サービスの対価の全部又は一部として塾代助成カードを利用する額(以下「カード利用額」という。)を、学校外教育サービスを提供する月(以下「サービス提供月」という。)の前月の 16 日から翌月の 15 日(4 月については、1 日から翌月の 15 日)までに、運営事業者が管理する塾代助成システム(以下「システム」という。)に、登録を行うものとする。

- 2 参画事業者は、サービス提供月の翌月の 1 日から 15 日までに、システムに登録したカード利用額と実際に提供した学校外教育サービスの内容を照合のうえ、システムにより請求処理を行うものとする。
- 3 参画事業者が、前 2 項において定める登録期間または請求期間までに処理を完了しない場合、塾代助成カード利用にかかる請求は、遡って行えないものとする。
- 4 運営事業者は、第 12 条に規定する不正利用が行われていないことを確認し、利用生徒氏名、塾代助成カードを利用した参画事業者名、塾代助成カード利用年月、カード利用額を記載した利用明細書を塾代助成カードの交付を受けた者へ送付する。
- 5 運営事業者は、前項の確認状況及び請求金額を市長へ報告する。
- 6 市長は、第 2 項により請求を受けた金額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日の属する月の翌月 25 日までに参画事業者に対して支払いを行う。

(支払額の返還)

第 24 条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けた場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市塾代助成事業実施要綱の規定は、平成 27 年 4 月分以後の塾代助成カードの利用について適用し、平成 27 年 3 月分以前の塾代助成カードの利用については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、要綱制定日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
(令和 2 年 9 月利用分から令和 3 年 3 月利用分にかかる新型コロナウイルス感染症により収入の減少した世帯等の特例)
- 3 養育者または配偶者が大阪市児童生徒就学援助規則(昭和 52 年大阪市教育委員会規則第 7 号。以下「規則」という。)第 4 条の受給資格を有すると認定された(または、認定要件を満たしており就学援助制度の申請済である)場合に、令和 2 年 9 月利用分から令和 3 年 3 月利用分にかかる交付申請において「塾代助成の受給資格に係る申立書(就学援助)」(第 19 号様式)を必要事項に同意の上で添付することにより、第 5 条に定める所得要件にかかわらず塾代助成を受けることができるものとする。
- 4 特例により塾代助成カードの交付を受けた者のうち第 5 条の所得要件を欠く者で、大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱に定める「大阪市就学援助制度審査通知書」(第 4 号様式)の提出をしない者、規則第 9 条に規定する認定取消を受けた者は、助成資格を喪失する者として取り扱うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
(令和 3 年 4 月利用分から令和 3 年 9 月利用分にかかる新型コロナウイルス感染症により収入の減少した世帯等の特例)
- 3 養育者または配偶者が、大阪市児童生徒就学援助規則(昭和 52 年大阪市教育委員会規則第 7 号。以下「規則」という。)第 4 条の受給資格を有すると認定された場合に、令和 3 年 4 月利用分から令和 3

年9月利用分にかかる交付申請において「塾代助成の受給資格に係る申立書(就学援助)」(第19号の2様式)を必要事項に同意の上で添付することにより、第5条に定める所得要件にかかわらず塾代助成を受けることができるものとする。ただし、本特例の対象となる者は、塾代助成事業にかかる申請日時時点で、令和2年度就学援助制度において既に認定済みの者に限る。

- 4 特例により塾代助成カードの交付を受けた者のうち第5条の所得要件を欠く者で、大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱に定める「大阪市就学援助制度審査通知書」(第4号様式)の提出をしない者、規則第9条に規定する認定取消を受けた者は、助成資格を喪失する者として取り扱うことができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表(第14条関係)

大阪府	堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市
兵庫県	尼崎市